

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和7年11月13日

支出負担行為担当官

福岡高等検察庁検事長 山本 真千子

下記のとおりオープンカウンター方式による見積合わせに付します。

記

1 調達ポータル・電子調達システムの利用

本調達は、「調達ポータル・電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp/>)を利用した見積書の提出及び見積合わせにより実施するものとする。

ただし、「紙」による見積書の提出も可とする。

2 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 等 令和7年度法務総合研究所福岡支所洗濯機等供給契約
- (2) 納入期限 令和8年1月30日（金）
- (3) 納入場所 交付する仕様書のとおり
- (4) 仕 様 等 交付する仕様書のとおり

3 オープンカウンター方式による見積合わせに参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 次の各号のいずれかに該当する者であること。

ア 令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、A、B、C又はDの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者

イ 福岡高等検察庁が作成する随意契約登録者名簿に記載された者

- (3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力的な要求行為を行う者
- キ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- コ その他前各号に準ずる行為を行う者

4 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒810-0044 福岡市中央区六本松四丁目2番3号

担 当：福岡高等検察庁 事務局 会計課 用度係 桂

電 話：092-734-9006（直通）

E-mail: ppo34-yodo.pr2@i.moj.go.jp

5 オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領、仕様書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

令和7年11月13日（木）から同年11月27日（木）まで（土・日、祝祭日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。

(2) 交付場所

上記4の場所又は調達ポータルにおいて交付する。

なお、電子メール又は郵送による交付を希望する場合には、上記4の問合せ先に電話にて連絡すること。

6 見積書及び事前提出書類の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

ア 事前提出書類の提出期限

令和7年12月1日（月）午後5時00分

イ 見積書の提出期限

令和7年12月9日（火）午後2時00分（必着。ただし、前記6(1)アにより

事前提出書類を提出後、当庁による所定の審査に合格した後に提出すること。)

(2) 提出場所

ア 持参、郵送等により提出する場合には、上記 4 の住所宛て提出すること。

イ 電子調達システムによる場合は、当該システムに定める手続にしたがって提出すること。

7 見積合わせの日時

令和 7 年 1 2 月 9 日 (火) 午後 2 時 0 0 分

見積合わせは、非公開で実施する。

8 見積書に記載する見積価格

(1) 紙で提出する場合

見積書に記載する見積価格は、機器の本体価格並びに搬出入、据付及びリサイクル等の諸費用の各単価を明記の上、総価を記載し、消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。

(2) 電子調達システムで提出する場合

電子調達システムにて入力する見積価格は、消費税及び地方消費税を抜いた合計金額を入力すること。

また、見積内訳書（様式は任意。）を必ず添付すること。

9 見積りの無効

本公示に示した参加資格のない者が提出した見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

10 契約保証金の納付

免除

11 契約書又は請書の作成の可否

契約書又は請書の作成を要する。

12 その他

詳細は、オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領及び見積依頼説明書による。